

条例に関する部会の資料案2

比較表

	条例に則った協議の場	要綱に基づく検討の場
名称	附属機関 (審議会、審査会等)	行政運営上の会合等 (懇話会、検討会議等)
根拠	地方自治法 第138条の4第3項	訓達や決裁など
目的・特性	(法文) 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。	行政運営上の参考に資するため、市職員以外の有識者等の参集を求める会合。 開催に必要性が認められる場合に限り行われるべきもの。
委員(構成員)の決定	任命、委嘱 (地方公務員法第3条第3項)	依頼、承諾
意見の集約・議決方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関の要請により開催される。 ・ 議決方法等が存在する。 ・ 答申等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意で開催される。 ・ 定足数、議事手続きの定めがない。 ・ 当該会合の責任で意見集約はしない。答申等の結論は出さない。
箕面市の例 (平成30年2,3月開催予定のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箕面市保健医療福祉総合審議会 ・ 箕面市民生委員推薦会 ・ 箕面市都市景観審議会 ・ 箕面市国民健康保険運営協議会 ・ 箕面市社会教育委員会議 ・ 箕面市文化財保護審議会 ・ 箕面市情報開示審査会 ・ 箕面市新文化ホール整備審議会 ・ 箕面市子ども・子育て会議 ・ 箕面市都市計画審議会 ・ 箕面市通学区域審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箕面市障害者市民施策推進協議会 ・ 箕面市立萱野中央人権文化センター運営懇話会 ・ 箕面市立桜ヶ丘人権文化センター運営懇話会 ・ 総合運動場の評価員の合議 ・ 箕面市地域公共交通活性化協議会 路線バス網再編検討分科会 ・ 箕面市介護サービス評価専門員の合議 ・ 総合教育会議